

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況			玄 海 町	
職員定数	条例定数	実職員数	職員定数	条例
・ 市長の事務部局の職員	265人	263人	・ 町長の事務局の職員	
・ 議会の事務部局の職員	6人	6人	・ 議会の事務局職員	
・ 教育委員会の事務部局の職員	64人	59人	・ 教育委員会の事務局の職員	1
・ 監査委員の事務部局の職員	5人	5人	・ 教育委員会の所管に属する学校及び学	
・ 農業委員会の事務部局の職員	3人	3人		
・ 上下水道部の職員	33人	33人		
定数計	376人	369人	定数計	
派遣職員			派遣職員	
(定数内)			(定数内)	
・ 古賀市外1市4町じん介処理組合		3人	・ 古賀市外1市4町じん介処理組合	
・ (財)福岡県市町村研究所		1人	・ 福岡県介護保険広域連合	
・ 福岡県庁河川課(人事交流)		1人		
(定数外)				
・ コリックス(総合公園管理公社)		15人		
・ 正助ふるさと村(宗像市観光協会)		4人		
・ 宗像市社会福祉協議会		1人		
・ 日本赤十字福岡支社		1人		
派遣受入			派遣受入	
(定数内)			(定数外)	
・ 社会教育主事	1人	県教育委員会	・ 上下水道課下水道係長	
・ 教育主事	1人	県教育委員会		
・ 農業振興課長	1人	県庁		
(定数外)				
・ 企画課人事交流職員	1人	県庁		

町 現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1]

の 現 況	課 題
定数	
実職員数	
77人	<p>新設合併の場合、全ての一般職の職員は身分を失う。しかし、合併特例法では、引き続き新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならないとされており、また、職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関しては、公正に処理しなければならない。現在両市町の組織や人事管理、給与水準、各種手当などが異なっているので、調整、統一を図ることが必要である。</p>
77人	
2人	
2人	
1人	
11人	
学校以外の教育機関の職員	
17人	
16人	
107人	
106人	
2人	
2人	
1名	福岡市

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町																																													
<p>職 制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>部長・理事</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>課長・所長・室長・参事</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>主任係長・係長・主任主査</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士</td> </tr> </tbody> </table> <p>給 与</p> <p>給与表（別 紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給与表 1 級～ 9 級 <p>初任給</p> <table> <tr> <td rowspan="2">・一般職</td> <td>正規試験</td> <td>初級</td> <td>高卒</td> <td>1 級 4 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大卒</td> <td>1 級 8 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他（選考、推薦）</td> <td>高卒</td> <td>1 級 3 号</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の職員 正規試験 高卒 1 級 4 号 	組 織	職 名	部長級	部長・理事	課長級	課長・所長・室長・参事	係長級	主任係長・係長・主任主査	一般職	主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士	・一般職	正規試験	初級	高卒	1 級 4 号			大卒	1 級 8 号		その他（選考、推薦）		高卒	1 級 3 号	<p>職 制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長級</td> <td>課長・室長・参事</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>課長補佐・室長補</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>係長・幼稚園主任</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>主査・主事・主事 幼稚園教諭</td> </tr> </tbody> </table> <p>給 与</p> <p>給与表（別 紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給与表 1 級～ 8 級 ・労務職給与表 1 級～ 5 級 ・海事職給与表 1 級～ 5 級 <p>初任給</p> <table> <tr> <td rowspan="2">・一般職</td> <td>正規試験</td> <td>初級</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他（選考、推</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の職員 労務職 正規試験 海事職 正規試験 	組 織	職 名	課長級	課長・室長・参事	課長補佐級	課長補佐・室長補	係長級	係長・幼稚園主任	一般職	主査・主事・主事 幼稚園教諭	・一般職	正規試験	初級						その他（選考、推		
組 織	職 名																																													
部長級	部長・理事																																													
課長級	課長・所長・室長・参事																																													
係長級	主任係長・係長・主任主査																																													
一般職	主査・主任主事・主事・技師・主事補 技師補・保健婦・看護婦・栄養士 管理栄養士																																													
・一般職	正規試験	初級	高卒	1 級 4 号																																										
			大卒	1 級 8 号																																										
	その他（選考、推薦）		高卒	1 級 3 号																																										
組 織	職 名																																													
課長級	課長・室長・参事																																													
課長補佐級	課長補佐・室長補																																													
係長級	係長・幼稚園主任																																													
一般職	主査・主事・主事 幼稚園教諭																																													
・一般職	正規試験	初級																																												
	その他（選考、推																																													

現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1]

の 現 況	課 題					
<table border="1"><tr><td data-bbox="73 644 471 718">名</td></tr><tr><td data-bbox="73 718 471 793"> </td></tr><tr><td data-bbox="73 793 471 867">佐</td></tr><tr><td data-bbox="73 867 471 941">教諭</td></tr><tr><td data-bbox="73 941 471 1146">補・保健婦・栄養士</td></tr></table>	名		佐	教諭	補・保健婦・栄養士	
名						
佐						
教諭						
補・保健婦・栄養士						
女 高卒 1級3号 大卒 1級7号 薦) 高卒 1級2号 女 高卒 1級6号 高卒 1級3号						

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況		玄 海 町 の 現 況																																									
<p>級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>主査</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>係長、出張所長、主任主査</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>部長、議会事務局長、理事</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務の名称	1級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補	2級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補	3級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書	4級	主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書	5級	主査	6級	係長、出張所長、主任主査	7級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長	8級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事	9級	部長、議会事務局長、理事	<p>級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事補、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度な知識又は経験を必要とする主事、保健婦、</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主査、高度な知識又は経験を必要とする栄養士、係</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>係長、幼稚園の主任教諭、相当困難な業務を所 特に高度な知識又は経験を必要とする栄養士、保</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長補佐、室長補佐、困難な業務を所掌する係長、主</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長、局長、室長、参事、困難な業務を所掌する</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>困難な業務を所掌する課長、局長、室長、参事</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務の名称	1級	主事補、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭	2級	主事、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭	3級	相当高度な知識又は経験を必要とする主事、保健婦、	4級	主査、高度な知識又は経験を必要とする栄養士、係	5級	係長、幼稚園の主任教諭、相当困難な業務を所 特に高度な知識又は経験を必要とする栄養士、保	6級	課長補佐、室長補佐、困難な業務を所掌する係長、主	7級	課長、局長、室長、参事、困難な業務を所掌する	8級	困難な業務を所掌する課長、局長、室長、参事		
職務の級	職務の名称																																										
1級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補																																										
2級	主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書、主事補、技師補																																										
3級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保健婦、看護婦、栄養士、管理栄養士、図書司書																																										
4級	主任主事、主任技師、主任保健婦、主任看護婦、主任栄養士、主任管理栄養士、主任図書司書																																										
5級	主査																																										
6級	係長、出張所長、主任主査																																										
7級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事、主任係長																																										
8級	課長、局長、所長、室長、館長、場長、参事、指導主事																																										
9級	部長、議会事務局長、理事																																										
職務の級	職務の名称																																										
1級	主事補、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭																																										
2級	主事、保健婦、栄養士、幼稚園の教諭																																										
3級	相当高度な知識又は経験を必要とする主事、保健婦、																																										
4級	主査、高度な知識又は経験を必要とする栄養士、係																																										
5級	係長、幼稚園の主任教諭、相当困難な業務を所 特に高度な知識又は経験を必要とする栄養士、保																																										
6級	課長補佐、室長補佐、困難な業務を所掌する係長、主																																										
7級	課長、局長、室長、参事、困難な業務を所掌する																																										
8級	困難な業務を所掌する課長、局長、室長、参事																																										
<p>諸手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当 <table> <tr> <td>部長、議会事務局長、理事</td> <td>給料月額</td> <td>100分の16</td> </tr> <tr> <td>課長、参事</td> <td>給料月額</td> <td>100分の13</td> </tr> </table> 管理職特別手当 <table> <tr> <td>部長、議会事務局長、理事</td> <td>1回につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>課長、参事</td> <td>1回につき</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> 扶養手当 <table> <tr> <td>配偶者</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族(子、父母等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人まで</td> <td>それぞれ5,500円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者がある場合</td> <td>その内1人だけ 6,500円</td> </tr> <tr> <td>配偶者がいない場合</td> <td>その内1人だけ 11,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養(16歳~22歳)</td> <td>1人につき 5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の扶養親族</td> <td>1人につき 2,000円</td> </tr> </table> 		部長、議会事務局長、理事	給料月額	100分の16	課長、参事	給料月額	100分の13	部長、議会事務局長、理事	1回につき	8,000円	課長、参事	1回につき	6,000円	配偶者	16,000円	扶養親族(子、父母等)		2人まで	それぞれ5,500円	扶養親族でない配偶者がある場合	その内1人だけ 6,500円	配偶者がいない場合	その内1人だけ 11,000円	特定扶養(16歳~22歳)	1人につき 5,000円	その他の扶養親族	1人につき 2,000円	<p>諸手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当 <table> <tr> <td>課長、議会事務局長、室長、参事</td> <td>給料月額</td> </tr> </table> 管理職特別手当 <table> <tr> <td>課長、議会事務局長、室長、参事</td> <td></td> <td>1時間~3時間未満</td> <td>4,</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3時間~6時間未満</td> <td>8,</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6時間以上</td> <td>12</td> </tr> </table> 扶養手当 <p>同左</p> 		課長、議会事務局長、室長、参事	給料月額	課長、議会事務局長、室長、参事		1時間~3時間未満	4,			3時間~6時間未満	8,			6時間以上	12
部長、議会事務局長、理事	給料月額	100分の16																																									
課長、参事	給料月額	100分の13																																									
部長、議会事務局長、理事	1回につき	8,000円																																									
課長、参事	1回につき	6,000円																																									
配偶者	16,000円																																										
扶養親族(子、父母等)																																											
2人まで	それぞれ5,500円																																										
扶養親族でない配偶者がある場合	その内1人だけ 6,500円																																										
配偶者がいない場合	その内1人だけ 11,000円																																										
特定扶養(16歳~22歳)	1人につき 5,000円																																										
その他の扶養親族	1人につき 2,000円																																										
課長、議会事務局長、室長、参事	給料月額																																										
課長、議会事務局長、室長、参事		1時間~3時間未満	4,																																								
		3時間~6時間未満	8,																																								
		6時間以上	12																																								

！ 課 題 調 査 票

[様 式 1]

況	課 題											
<table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>栄養士、幼稚園の教諭</td></tr> <tr><td>健康婦、幼稚園の教諭</td></tr> <tr><td>所掌する主査</td></tr> <tr><td>健康婦、幼稚園の教諭</td></tr> <tr><td>主査、幼稚園の主任教諭</td></tr> <tr><td>課長補佐、室長補佐</td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					栄養士、幼稚園の教諭	健康婦、幼稚園の教諭	所掌する主査	健康婦、幼稚園の教諭	主査、幼稚園の主任教諭	課長補佐、室長補佐		
栄養士、幼稚園の教諭												
健康婦、幼稚園の教諭												
所掌する主査												
健康婦、幼稚園の教諭												
主査、幼稚園の主任教諭												
課長補佐、室長補佐												
<p>7級 100分の13</p> <p>8級 100分の15</p>												
<p>000円</p> <p>000円</p> <p>、000円</p>												

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況		玄 海 町 の 現 況	
・調整手当		・調整手当	
100分の6		100分の3	
・住居手当		・住居手当	
借家 (月額12,000円を超える家賃を支払っているもの)		借家 同左	
月額23,000円以下 家賃の月額から12,000円を控除した額			
月額23,000円以上 家賃の月額から23,000円を控除した額			
	の2分の1(その額が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額		
持ち家		持ち家	
世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は月額2,500円		世帯主で自らの所有に係る住宅に居住する者は月(新築又は購入後5年間は月額2,500円)	
・通勤手当		・通勤手当	
交通機関利用 全額支給		交通機関利用 全額支給	
交通用具利用 2キロ未満 1,000円		交通用具利用 2キロ未満	
	2キロ~3キロ 2,200円		2キロ~ 5キロ
	3キロ以上 1キロごと700円		5キロ~10キロ
			10キロ~15キロ
			15キロ~20キロ
			20キロ~25キロ
			25キロ~30キロ
			30キロ~35キロ
			35キロ~40キロ
			40キ
・時間外勤務手当		・時間外勤務手当	
時間当り単価 本俸×1.06×12/2015		時間当り単価 本俸×1.03×12/2	
通常 125/100		通常 125/100	
深夜 150/100、160/100		深夜 150/100	
週休日、祝日 135/100		週休日、祝日 135/100	
* 週休日の時間外勤務については、原則として半日単位で振替		* 週休日の時間外勤務については、原則として半	

！ 課 題 調 査 票

[様 式 1]

況	課 題
額 1 , 0 0 0 円 2 , 0 0 0 円 未 満 3 , 2 0 0 円 未 満 4 , 2 0 0 円 未 満 6 , 5 0 0 円 未 満 8 , 9 0 0 円 未 満 1 1 , 3 0 0 円 未 満 1 3 , 7 0 0 円 未 満 1 6 , 1 0 0 円 未 満 1 8 , 5 0 0 円 口 以 上 2 0 , 9 0 0 円 0 1 5 日 単 位 で 振 替	

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況																																																																										
<p>・ 期末手当</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給日</th> <th style="text-align: center;">支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3月15日</td> <td style="text-align: center;">100分の55</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月30日</td> <td style="text-align: center;">100分の145</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月10日</td> <td style="text-align: center;">100分の175</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">100分の375</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 勤勉手当</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給日</th> <th style="text-align: center;">支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月30日</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月10日</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">100分の120</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 特殊勤務手当</p> <p>恒常的に支給されているもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">徴収事務に従事する職員 (税務課管理納税係、水道課料金係)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td>生活保護のケ - スワ - カ - (福祉事務所保護係)</td> <td style="text-align: right;">月額 5,000円</td> </tr> </table> <p>業務が発生した際に支給されるもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">感染症防疫作業従事</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">日額 400円</td> </tr> <tr> <td>有害薬品による害虫防除作業従事</td> <td style="text-align: right;">日額 400円</td> </tr> <tr> <td>行旅病人の救護作業</td> <td style="text-align: right;">一件 1,000円</td> </tr> <tr> <td>行旅死亡人の死体措置</td> <td style="text-align: right;">一件 10,000円</td> </tr> <tr> <td>精神病患者取扱い作業従事</td> <td style="text-align: right;">日額 400円</td> </tr> </table> <p style="background-color: #00FF00; padding: 2px;">ラスパイレス指数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 8 年度</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">102.4</td> </tr> <tr> <td>平成 9 年度</td> <td style="text-align: right;">101.9</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td style="text-align: right;">102.4</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td style="text-align: right;">102.0</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td style="text-align: right;">100.7</td> </tr> </table>	支給日	支給率	3月15日	100分の55	6月30日	100分の145	12月10日	100分の175	計	100分の375	支給日	支給率	6月30日	100分の60	12月10日	100分の60	計	100分の120	徴収事務に従事する職員 (税務課管理納税係、水道課料金係)	月額 3,000円	生活保護のケ - スワ - カ - (福祉事務所保護係)	月額 5,000円	感染症防疫作業従事	日額 400円	有害薬品による害虫防除作業従事	日額 400円	行旅病人の救護作業	一件 1,000円	行旅死亡人の死体措置	一件 10,000円	精神病患者取扱い作業従事	日額 400円	平成 8 年度	102.4	平成 9 年度	101.9	平成 10 年度	102.4	平成 11 年度	102.0	平成 12 年度	100.7	<p>・ 期末手当</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給日</th> <th style="text-align: center;">支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3月10日</td> <td style="text-align: center;">100分の55</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月30日</td> <td style="text-align: center;">100分の14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月10日</td> <td style="text-align: center;">100分の17</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">100分の375</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 勤勉手当</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給日</th> <th style="text-align: center;">支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月30日</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月10日</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">100分の120</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 特殊勤務手当</p> <p>恒常的に支給されているもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">徴収事務に従事する職員 (税務課)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">船長手当</td> </tr> </table> <p>業務が発生した際に支給されるもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">感染症防疫作業従事</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">結核看護手当</td> </tr> </table> <p style="background-color: #00FF00; padding: 2px;">ラスパイレス指数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成 8 年度</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">97.7</td> </tr> <tr> <td>平成 9 年度</td> <td style="text-align: right;">98.6</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td style="text-align: right;">96.1</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td style="text-align: right;">96.8</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td style="text-align: right;">96.2</td> </tr> </table>	支給日	支給率	3月10日	100分の55	6月30日	100分の14	12月10日	100分の17	計	100分の375	支給日	支給率	6月30日	100分の60	12月10日	100分の60	計	100分の120	徴収事務に従事する職員 (税務課)	船長手当	感染症防疫作業従事	結核看護手当	平成 8 年度	97.7	平成 9 年度	98.6	平成 10 年度	96.1	平成 11 年度	96.8	平成 12 年度	96.2
支給日	支給率																																																																										
3月15日	100分の55																																																																										
6月30日	100分の145																																																																										
12月10日	100分の175																																																																										
計	100分の375																																																																										
支給日	支給率																																																																										
6月30日	100分の60																																																																										
12月10日	100分の60																																																																										
計	100分の120																																																																										
徴収事務に従事する職員 (税務課管理納税係、水道課料金係)	月額 3,000円																																																																										
生活保護のケ - スワ - カ - (福祉事務所保護係)	月額 5,000円																																																																										
感染症防疫作業従事	日額 400円																																																																										
有害薬品による害虫防除作業従事	日額 400円																																																																										
行旅病人の救護作業	一件 1,000円																																																																										
行旅死亡人の死体措置	一件 10,000円																																																																										
精神病患者取扱い作業従事	日額 400円																																																																										
平成 8 年度	102.4																																																																										
平成 9 年度	101.9																																																																										
平成 10 年度	102.4																																																																										
平成 11 年度	102.0																																																																										
平成 12 年度	100.7																																																																										
支給日	支給率																																																																										
3月10日	100分の55																																																																										
6月30日	100分の14																																																																										
12月10日	100分の17																																																																										
計	100分の375																																																																										
支給日	支給率																																																																										
6月30日	100分の60																																																																										
12月10日	100分の60																																																																										
計	100分の120																																																																										
徴収事務に従事する職員 (税務課)	船長手当																																																																										
感染症防疫作業従事	結核看護手当																																																																										
平成 8 年度	97.7																																																																										
平成 9 年度	98.6																																																																										
平成 10 年度	96.1																																																																										
平成 11 年度	96.8																																																																										
平成 12 年度	96.2																																																																										

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況

1	小委員会	行財政小委員会
18	協議項目	一般職員の身分の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況
<p>平均給与（平成12年4月1日） 一般行政職</p> <p>平均年齢 41.1歳</p> <p>平均給料（月額） 349,110円</p> <p>平均給与（月額） 405,065円</p> <p>勤務条件</p> <p>勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1週間の勤務時間 38時間45分 ・1日の勤務時間 <ul style="list-style-type: none"> 午前8時30分～午後5時まで 12時～12時15分まで 休憩時間 12時15分～13時まで 休憩時間 <p>休暇</p> <p>休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇 組合休暇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇 年次有給休暇の管理は暦年で行い、休暇の単位は1日、半日2時間とする。年次有給休暇は20日とし、最大20日を限度とする。 <p>育児休業 職員の育児休業等に関する条例、施行規則による (地方公務員育児休業法に基づく)</p>	<p>平均給与（平成12年4月1日） 一般行政</p> <p>平均年齢 40.1歳</p> <p>平均給料（月額） 331,765円</p> <p>平均給与（月額） 374,074円</p> <p>勤務条件</p> <p>勤務時間</p> <p>同 左</p> <p>休暇</p> <p>休暇の種類 同 左</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇 年次有給休暇の管理は暦年で行い、休暇の単1時間とする。年次有給休暇は20日とし、最る。 <p>育児休業</p> <p>同 左</p>

